

奈良県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和七年十二月五日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
富田 優輔	生駒郡三郷町美松ヶ丘東一丁目一―一二	令和七年十一月一日